

丹波山村地域経営型官民連携事業  
事業パートナー募集

募集要項

令和6年12月

丹波山村

## 目次

I	総則	1
II	募集内容に関する事項	1
1	事業概要	1
2	設立する官民共同事業体について	5
III	応募に関する事項	7
1	参加資格要件等	7
2	応募の際の留意点	9
IV	選考に関する事項	10
1	選考方法	10
2	選考会	10
3	応募者に対するヒアリング	10
4	事業パートナーの公表	10
5	共同経営協定の締結	11
V	応募スケジュール及び手続き	12
1	応募スケジュール	12
2	応募手続き	12
3	その他	14
4	担当窓口（問合せ先）	14

## I 総則

本募集要項は、丹波山村（以下「村」という。）が「丹波山村地域経営型官民連携事業（以下「本事業」という。）」を実施するに当たり、そのパートナーとなる民間事業者等（以下「事業パートナー」という。）の募集概要を公表するものである。

選考された事業パートナーは、官民共同事業体の設立を視野に入れて、村と協議を行うものとする。ただし、官民共同事業体の設立が行われない場合は、事業パートナーの地位を失うものとする。

## II 募集内容に関する事項

### 1 事業概要

#### (1) 本事業の名称

丹波山村地域経営型官民連携事業

#### (2) 本事業の目的

村では、村民と来村者が一緒になり、持続可能な暮らしの場を自分たちの手でつくり成長させていく「丹波山村DIO(Do It Ourselves)ビレッジ構想」を進めている。同構想では、村民はもちろん、村に関わる多様な人々が、各自の知恵やノウハウを活かしてサービスを供給し、むらづくりに主体的に参加することのできるコミュニティを目指している。

本事業は、当該構想を進める上で核となるものであり、次の3点を目的に実施するものである。



図 丹波山村 DIO ビレッジのイメージ

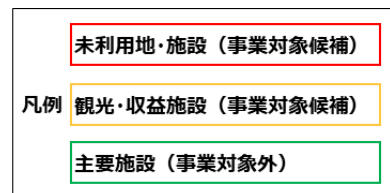
- ① 村の地域コミュニティや公共サービスを維持・強化するための基盤整備
- ② 村の産業の強化・多様化（特に、観光産業や6次産業）
- ③ 村に関わる人々の増加・多様化（観光から一時滞在、移住・定住まで）

なお、本事業実施においては、村の遊休不動産（下記（3）「事業対象候補地」）を有効活用することが期待される。ただし、上記目的の実現に資するものであれば、村内に点在するその他未利用地や空き家等を活用したプロジェクトを、事業パート

ナーが提案することも可能とする。また、同じく上記目的に資するものであれば、施設整備を伴うプロジェクト（ハード事業）に限らず、商品やサービスの提供をはじめとするソフト事業の提案も可能とする。

(3) 事業対象候補地（村が提供可能な遊休不動産）

No.	種別	施設名称	所在地	概要
1	施設	旧村役場 (閉鎖中)	北都留郡 丹波山村 890 番地	竣工：昭和 46 年 延床面積：約 1,538 m <sup>2</sup> 構造：RC 造 地下 1 階 地上 2 階
2	施設	中央公民館 (一部利用中)	北都留郡 丹波山村 890 番地	竣工：昭和 46 年 延床面積：755.27 m <sup>2</sup> 構造：RC 造 地下 1 階 地上 2 階
3	施設	旧農協 (閉鎖中)	北都留郡 丹波山村 2786 番地	竣工：昭和 53 年 延床面積：532.63 m <sup>2</sup> 構造：RC 造 地上 3 階
4	施設	旧所畑公民館 (閉鎖中)	北都留郡 丹波山村 4403 番地	竣工：昭和 59 年 延床面積：126.3 m <sup>2</sup> 構造：RC 造 地上 2 階
5	土地	鴨沢小学校跡地 (更地)	北都留郡 丹波山村 鴨沢 5039 番地	敷地面積：約 500 m <sup>2</sup>



#### (4) 事業及び業務の範囲

事業及び業務の範囲は、下記ア及びイのとおりとし、これらの中から、事業パートナー自らが関心を有し、かつ対応可能なものを選択して提案するものとする（これら全ての事業及び業務への対応を必須とするものではなく、単一又は複数いずれの選択・提案も可能）。

##### ア 上記（3）の事業対象候補地の利活用に関するプロジェクト

- ・ プロジェクトマネジメント業務
- ・ 企画業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 維持管理業務
- ・ 運営業務
- ・ 資金調達業務
- ・ その他業務（事業パートナーによる提案に基づく）

イ その他、本事業の目的を達成するために有効なプロジェクト（業務内容は事業パートナーによる提案に基づく）

#### (5) 事業方式

本事業は LABV（Local Asset Backed Vehicle）方式での実施を想定している。

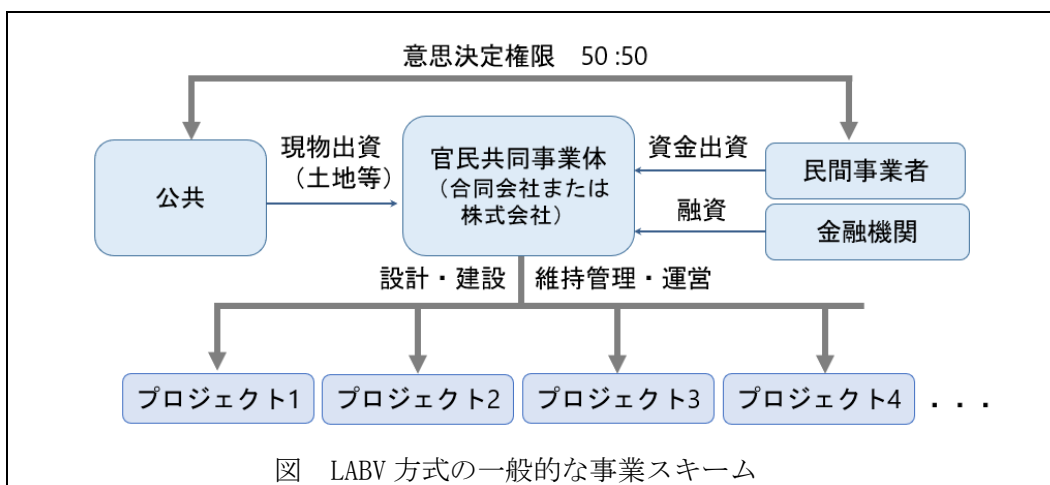
村及び事業パートナーが連携して地域を主体とする官民共同事業体を設立し、本事業の目的に則って、同事業体がプロジェクトを立ち上げ、実施していく予定である。

##### 【参考】 LABV（Local Asset Backed Vehicle）方式

公共が土地などの公的不動産を現物出資し、民間事業者が資金出資を行って官民共同事業体を設立した後、同事業体が主体となり複数のプロジェクトを実施する事業方式のこと。

LABV 方式では、官民の意思決定権限を 50 : 50 とすることで、官民が責任や利益を等しく分担・共有し、対等な立場から共同で事業を実施することが期待される。また、事業開始後に新たなプロジェクトを立ち上げることも可能であり、そうした柔軟性や発展性も特徴である。

公共にとっては、公的不動産を有効活用しつつ、自らも関与しながら民間事業者と協力して長期的な開発を行えること、民間事業者にとっては、公有地等を活用した新たなビジネス機会の創出につながることや、官民共同事業体が所有する資産を独占的・長期的に利用しつつ、流行の変化等に応じた柔軟な事業展開が可能となることなどのメリットがあるとされている。



(6) 事業推進スケジュール (予定)

項目	日程
事業パートナーの選考及び公表	令和7年2月
共同経営協定の締結	令和7年3月
官民共同事業体の設立	令和7年度
事業開始	令和7年度

## 2 設立する官民共同事業体について

### (1) 設立要件

LABV 方式の考え方にに基づき、村と事業パートナーとが、可能な限り権限や責任、利益等を等しく分担・共有し、対等な立場から共同で事業を実施できる体制を構築することを基本方針とする。その上で、具体的な設立要件については、事業パートナー選考後に村と事業パートナーとの協議により決定するものとする。

一例として、下記のような内容が想定される。

表 官民共同事業体の設立要件の例

要件	村	事業パートナー
法人形態	合同会社	
基本規定	定款	
最高意思決定機関	社員総会	
出資方法	現物出資（土地等）	資金出資
意思決定権	50%	50%

### (2) 設立期間

設立期間については、事業パートナー選考後に村と事業パートナーとで協議の上、定款により定めるものとする。

なお、設立期間中、村と事業パートナーとの協議により、事業体からの事業パートナーの脱退や、事業体への新たな事業パートナーの追加ができるものとする。

### (3) 組織体制

組織体制については、事業パートナー選考後に村と事業パートナーとで協議の上、定款により定めるものとする。

一例として、右図のような内容が想定される。

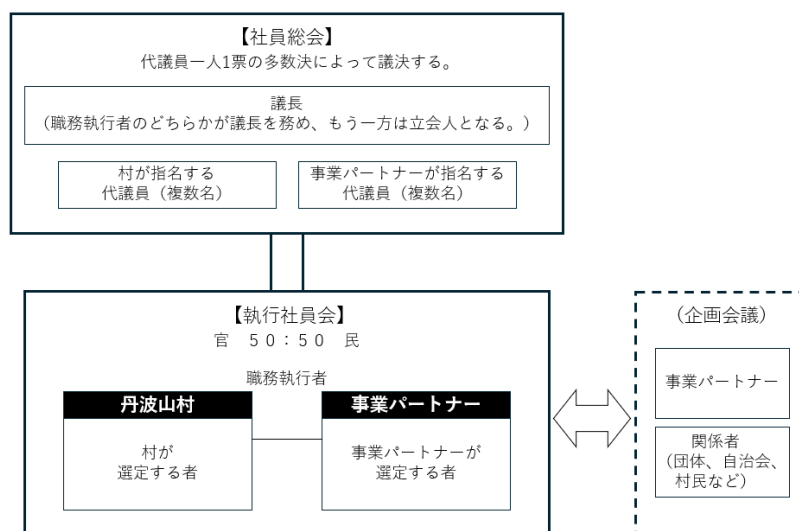


図 官民共同事業体の組織体制の例

(4) 融資の確保に関する協力体制

村及び事業パートナーは、本事業の実現性及び継続性を確保するため、官民共同事業体に融資を実行する金融機関等に対し、協力して協議を行うものとする。



### Ⅲ 応募に関する事項

#### 1 参加資格要件等

##### (1) 参加資格要件

- ア 事業パートナーとして応募する者（以下「応募者」という。）は、法人又は山梨県内に住所を有する個人事業主（以下「法人等」という。）でなければならない。
- イ 応募者は、単体又は複数の法人等から構成されるグループのいずれでも可能とするが、グループにて応募する場合は、代表者を定めることとする。
- ウ 応募者は、本募集要項「Ⅱ 1（4）事業及び業務の範囲」に示す各業務のうち、1つ以上を担えることとする。また、複数の業務を同一の者が兼ねることを可能とする。
- エ 本募集要項「Ⅱ 1（4）事業及び業務の範囲」に示す各業務のうち、「ア 事業対象候補地の利活用に関するプロジェクト」のプロジェクトマネジメント業務、企画業務、設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務を担う者は、それぞれ下記の要件又は資格等を満たしていること。
- ・ プロジェクトマネジメント業務を担う者は、当該プロジェクトを遂行するため、人材・資金・設備・物資・スケジュール等を調整し、各業務の進捗状況の把握や管理を行い、当該プロジェクト全体の牽引を行えること。
  - ・ 企画業務を担う者は、本事業の目的を十分に理解し、その目的の達成のために、環境変化やニーズ変化等に対応し、持続可能な事業推進を実現させるためのプロジェクトの企画立案を行うこと。
  - ・ 設計業務を担う者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ・ 建設業務を担う者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事の許可を受けた者であること。
  - ・ 維持管理業務及び運営業務を担う者は、担当する業務に必要な資格等の有資格者を雇用していること。
- オ 応募者は、本事業において担える業務について企画提案書を提出するものとする。企画提案書の内容は、応募者のこれまでの経験やノウハウ、技術を最大限に発揮すること。
- カ 応募者が事業パートナーとして位置付けられた場合は、官民共同事業体の設立に際し、出資が行えるものとする。ただし、本事業への応募においては、出資を必須の要件とするものではない。

## (2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができないものとする。

- ア 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき再生又は再生手続きをしている法人等
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- オ 村における入札又は指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- カ 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 2 号）により指名停止期間中の者でないこと
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等
- ク 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

## 2 応募の際の留意点

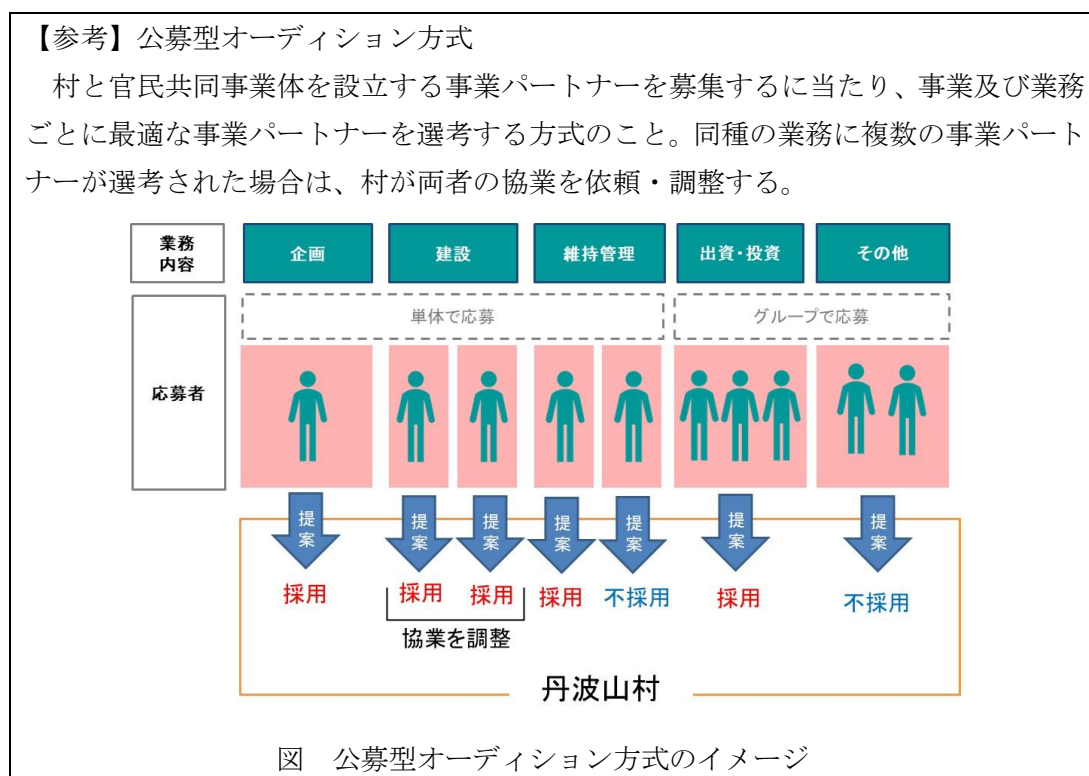
- ア 応募者は、応募に伴う費用を全て負担すること。
- イ 本事業に関する企画提案書の著作権は、応募者に帰属するものとし、村は事業パートナーの選考以外の目的には使用しないものとする。ただし、村が特に必要と認めるものは、応募者の承諾の上、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ウ 事業パートナーの応募は、次のいずれかに該当する場合に無効とする。
  - (ア) 企画提案に虚偽の内容が含まれている場合
  - (イ) 参加資格要件を満たさない応募者が行った場合
  - (ウ) その他、応募に関する条件に違反した場合

## IV 選考に関する事項

### 1 選考方法

事業パートナーの選考は、公募型オーディション方式を採用する。

また、選考にあたっては、応募者の提案内容や意欲等、定性的な内容を重視する。  
詳細については、選考基準書を参照のこと。



### 2 選考会

事業パートナーの選考を公平かつ適正に実施するため、企画提案書については、丹波山村役場内に設置する選考会が選考基準書に従い、審査を行う。

### 3 応募者に対するヒアリング

選考会は、応募者の提案内容について個別にヒアリングを行うことがある。ヒアリングの詳細については、応募者に個別に通知する。

### 4 事業パートナーの公表

事業パートナーの選考結果は、村のホームページに公表するとともに、応募者へ個別に通知する。

## 5 共同経営協定の締結

事業パートナーは、選考後速やかに、村と共同経営協定を締結するものとする。共同経営協定は、村及び事業パートナーが連携して官民共同事業体を設立して、本事業を推進していくことを明示し、本事業を確実に開始することを目的としたものである。

なお、共同経営協定に関する解釈について疑義が生じた場合は、村及び事業パートナーの双方が本事業の目的を共有し、協議を行うものとする。また、村は、協議が整わない場合は本事業を中止することができる。

## V 応募スケジュール及び手続き

### 1 応募スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和6年12月26日
募集要項等に関する個別質問	令和6年12月27日～令和7年1月17日
募集要項等に関する説明会及び現地見学会	令和7年1月20日
募集要項等に関する個別対話	令和7年1月21日～令和7年1月31日
企画提案書等の提出	令和7年2月3日～令和7年2月7日
選考結果の公表・連絡	令和7年2月中旬

### 2 応募手続き

#### (1) 募集要項等に関する個別質問

提出期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月17日（金）17:00
提出方法	個別質問がある場合は、様式1に記入の上、メールで村の担当窓口へ提出すること。
回答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別質問に対する回答は、質問者へ個別に回答する。</li> <li>・ 村が共通事項として応募者に対して公平に周知すべきと判断した内容については、公開することができるものとする。</li> </ul>

#### (2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

日時	説明会 令和7年1月20日（月）11:00～12:00 現地見学会 令和7年1月20日（月）13:30～
場所	説明会 丹波山村役場 現地見学会 旧村役場→中央公民館→旧農協→旧所畑公民館→鴨沢小学校跡地
対象	本事業に関心のある法人等
提出方法	様式2に記入の上、メールで村の担当窓口へ申し込むものとする。
申込期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月16日（木）17:00
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は1社につき2名までとする。</li> <li>・ 移動手段は各自で手配すること。</li> <li>・ 募集要項等の配布は行わないため、各自で用意すること。</li> <li>・ 原則、雨天決行。</li> </ul>

(3) 募集要項等に関する個別対話

対話期間	令和7年1月21日(火)～令和7年1月31日(金) 開庁日の9:00～12:00、13:00～17:00
申込方法	個別対話の実施を希望する場合は、様式3に必要事項を記入の上、メールで村の担当窓口へ申し込むこと。
申込期間	令和6年12月26日(木)～令和7年1月24日(金) 17:00
対話の目的	企画提案書等の提出に向け、主に次の目的により個別対話を実施するもの。 ① 本事業の目的の確認と認識のすり合わせ ② 事業パートナーとして担える役割、業務内容等の明確化
対話の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は1社につき3名までとする。</li> <li>非公開にて実施する。対話を実施する日時及び会場については申込者へ個別に連絡するものとする。</li> <li>応募者の希望により、対面又はオンラインでの実施とする。</li> </ul>

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出

提出期間	令和7年2月3日(月)～令和7年2月7日(金) 17:00
提出方法・提出場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者は、下記に示す提出書類を作成の上、メールで村の担当窓口へ提出すること。なお、メール送付後は、村の担当窓口へ電話で到着確認をすること。</li> <li>参加資格申請書の添付書類については、写しをPDFにて提出すること。なお、必要に応じて、後日原本の提出を求められることがある。</li> </ul>
提出書類	<p>① 参加表明書(様式4) ② 参加資格申請書(様式5) ③ 企画提案書(様式6) (提案項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で実施したい事業及び業務の内容</li> <li>提案する事業及び業務により期待される効果</li> <li>提案する事業及び業務を実施するにあたって、官民共同事業体(村や他の事業パートナー)に期待すること(支援や連携案等)</li> </ul>

### 3 その他

- ア 提出書類の作成等、参加に係る全ての費用は応募者の負担とする。
- イ 全ての提出書類は、返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、事業パートナーの選考以外には応募者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- エ 提出された書類は、事業パートナーの選考を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

### 4 担当窓口（問合せ先）

丹波山村総務課 担当：雨宮（あめみや）

住所 〒409-0300 山梨県北都留郡丹波山村 2450

電話 0428-88-0211

FAX 0428-88-0207

E-mail [m-amemiya@vill.tabayama.yamanashi.jp](mailto:m-amemiya@vill.tabayama.yamanashi.jp)